

別紙 1

受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における約定事項

(契約数量等)

第1条 受託事業体（以下「甲」という。）が買受者（以下「乙」という。）に売り渡す政府所有米穀の種類、年産、用途、数量、単価及び金額は、次のとおりとする。

- 一 種類 水稻うるち玄米
- 二 年産 令和〇年産
- 三 用途 主食用
- 四 数量 〇〇〇〇トン
- 五 単価 〇〇〇〇円/60 キログラム
- 六 金額 〇〇〇〇円

2 前項の売渡しに係る引渡期限は、〇年〇月〇日とする。

(引渡現品の管理)

第2条 乙は、甲から引渡しを受けた政府所有米穀については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理しなければならない。

(異常時の対応)

第3条 乙は、甲から買い受けた政府所有米穀及び当該政府所有米穀を原料とする製品が食品衛生法の規定に違反し、又はそのおそれがあることが明らかとなった場合は、直ちに次の対応を行うものとし、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）又は甲がその他必要な指示を行った場合は、これに従うものとする。

- 一 当該製品所在地の管轄保健所に通報し、その指示に従いつつ、当該製品の使用中止及び出荷停止を行うとともに、甲を通じて速やかに農産局長に報告する。
- 二 当該製品の販売先、販売数量等について、甲を通じて速やかに農産局長に報告する。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第4条 乙は、甲から買い受けた政府所有米穀（加工を行う前のものに限る。）に本契約の内容に適合しないものを発見したときは、直ちにその使用を中止し、速やかに甲に連絡する。

- 2 甲は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議を行い、乙が前項の契約の内容に適合しない政府所有米穀の交換を求めたときは、食料安定供給特別会計物品管理官の承認を得て、その米穀と同等同量の政府所有米穀を乙に引き渡すものとする。
- 3 前項の引渡しにおいて、政府所有米穀について、乙が買い受けた日から一ヶ月以上経過した場合又は引き渡した政府所有米穀に本契約の内容に適合しないものがあるときであって、その不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合は、同等同量の政府所有米穀との引渡しの対象としない。

ただし、甲が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったと

きは、この限りでない。

- 4 第2項の場合において、乙は、契約の内容に適合しない政府所有米穀を甲に返還する。
また、甲は、引渡し及び返還に当たって、乙が甲による運送を求めたときは、あらかじめ農産局長の承認を得て、運送するものとする。

(催告による契約の解除)

第5条 甲は、乙が本契約に基づく義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における本契約に基づく義務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(催告によらない契約の解除等)

第6条 甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行が困難となった場合は、農産局長の承認を得て、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の催告をすることなく、農産局長の承認を得て、直ちに本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

一 乙が、本契約に基づく義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

二 農産局長が、乙の政府所有米穀の買受資格を取り消したとき。

三 本契約に基づく義務の全部の履行が不能であるとき。

四 第1号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

五 本契約に基づく義務の一部の履行が不能である場合又は乙がその義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本契約をした目的を達することができないとき。

六 本契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

七 前各号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

3 本契約に基づく義務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条又は前項の規定により契約の全部又は一部の解除をすることができない。

4 甲は、前条、第1項若しくは第2項、第7条、第8又は第10条第2項の規定により契約が解除された場合、当該契約に係る政府所有米穀の買入代金の全部又は一部を乙に返還し、乙は、当該契約に係る政府所有米穀の全部又は一部を甲に返還する。

(属性要件に関する契約解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解除をすることができる。

- 一 団体の役員等（代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第8条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第9条 乙は、第7条各号及び前条各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を甲から買い受ける政府所有米穀の加工等に係る再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が本契約に関して個別に契約する場合の当該契約（以下「再請負契約等」という。）の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第10条 乙は、契約後に甲から買い受ける政府所有米穀の加工等に係る再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、農産局長の承認を得て、本契約を解除することができる。

(違約金)

第 11 条 乙は、第 5 条、第 6 条第 2 項の各号、第 7 条、第 8 条又は前条第 2 項により契約の全部又は一部を解除したときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府所有米穀の数量を乗じて得た金額に 100 分の 10 を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

(違約金の納付期限)

第 12 条 乙は、前条の違約金を、甲が指定する期日までに納付しなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 乙が、本契約に基づく義務の履行をしない場合又は本契約に基づく義務の履行が不能である場合であって、これにより甲に損害を及ぼしたときには、甲の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、乙が善良なる管理者の注意を怠らなかったことを立証した場合は、この限りではない。

2 前項の規定により損害を賠償しなければならない場合において、乙は、次のいずれかに該当するときには、本契約に基づく義務の履行に代わる甲の認定する損害額を賠償しなければならない。

- 一 本契約に基づく義務の履行が不能であるとき。
- 二 乙が本契約に基づく義務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 本契約が解除され、又は本契約に基づく義務の不履行による本契約の解除権が発生したとき。

(責任の免除)

第 14 条 甲は、次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- 一 天災地変その他甲の責めに帰し得ない事由によって当該契約に係る政府所有米穀の引渡しが遅延又は不能となったとき。
- 二 売買契約の全部又は一部の解除をしたとき。
- 三 引き渡した政府所有米穀に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、その不適合の発生の原因が甲の責めに帰し得ないとき。

(区分管理)

第 15 条 乙は、本約定に係る米穀を区分して、その受払状況等について管理しなければならない。

(調査、報告)

第 16 条 乙（乙と同一のグループ会社に属する者であって、乙に売り渡された政府所有米穀を取り扱う者を含む。以下この条及び次条において同じ。）は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）第 52 条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号。以下「米トレーサビリティ法」という。）第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査

のほか、地方農政局の職員による適正な流通の確保のための立入検査に協力し、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力する。

- 2 乙は、甲から求めがあった場合には、本契約により買い受けた政府所有米穀の取引先との売買契約書その他取引関係が明らかになる書類を甲に提出する。
- 3 乙は、本契約により買い受けた政府所有米穀を消費者に販売すること。また、乙は、当該米穀の転売防止に努めること。
- 4 乙は、乙との契約先との間で、本契約により買い受けた政府所有米穀を委託して加工を行う場合にあっては、その委託先と加工契約を締結し、当該米穀を廃棄する場合にあっては、当該廃棄に関して受領する者(以下「廃棄受領者」)と契約を締結し、その契約の内容として、委託先又は廃棄受領者は、食糧法第 52 条及び米トレーサビリティ法第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力することについて約定しなければならない。
- 5 前項の場合において、乙は、委託先又は廃棄受領者が政府所有米穀の加工、再調製又は廃棄(以下「加工等」という。)について他者と契約を締結するときは、委託先又は廃棄受領者に前項と同様の約定をするようにさせなければならない。以降の加工等に関する契約についても、同様とする。

(業務委託の禁止)

第 17 条 乙は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知)第 4 章の I の第 2 の 5 により政府所有米穀の買受資格の停止若しくは取消しを受けている者又はこれに相当する者として農産局長が認めた者に対し、農産局長が必要と認める期間、本契約により買い受けた米穀の賃借その他の処分及び当該米穀に係るとう精、再調製その他の業務の委託を行わない。

(協議解決)

第 18 条 本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈上疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。